

西宮市民生委員・児童委員活動促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市が交付する西宮市民生委員・児童委員活動促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 補助金は、民生委員・児童委員の活動を促進するとともに、資質の向上を図り、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 補助金の交付の対象は、西宮市民生委員・児童委員会とし、西宮市民生委員・児童委員会の申請により交付する。

(補助事業の対象)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員・児童委員の活動費用弁償に要する経費
- (2) 民生委員・児童委員の研修及び社会調査等に要する経費
- (3) 地区民生委員・児童委員協議会の研修等に要する経費

(補助率)

第5条 補助金の補助率は定額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 市長が定める金額（以下「委員単価」という。）に、民生委員・児童委員の定数を乗じて得た額
 - (2) 市長が定める額（以下「会長単価」という。）に民生委員法（昭和23年法律198号）第25条に規定する会長の数を乗じて得た額
- 2 年度の途中において民生委員・児童委員の定数が増加したときは、予算の範囲内において、委員単価を12で除した額に、当該民生委員・児童委員の定数が増加した日の属する月の翌日から3月までの月数を乗じて得た額を追加して支給する。
 - 3 年度の途中において会長の数が増加したときは、予算の範囲内において、会長単価を12で除した額に、会長の数が増加した日の属する月から3月までの月数を乗じて得た額を追加して支給する。

(交付手続)

第 7 条 補助金の交付については、補助金等の取扱いに関する規則 (昭和 5 8 年西宮市規則第 8 1 号) に定めるところによる。

(その他の事項)

第 8 条 年間を通じて民生委員・児童委員定数及び会長の数に欠員があった場合は、欠員相当額の補助金を交付しない。

2 . 年度中途において、民生委員・児童委員定数及び会長の数の増員があった場合で、増員後の期間を通じて欠員のあった場合は、欠員相当額の補助金を交付しない。

付 則

- 1 この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 4 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 0 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 2 5 日から適用する。